議員提出議案第1号

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年2月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提出者

坂 井 良 和 大 内 啓 治 美 延 映 夫 守 島 太 正 壮 治 出 崎 丹 野 今 井 アツシ 淳 子 辻 広 田 和美 ホンダ リ エ 藤田あきら 改発 康秀 貴 之 東 木 下 誠 山下 昌 彦 角谷庄一 木 下 一 馬 井 戸 正 利 片 山 一 歩 田 辺 信 広 出 雲 輝 英 村 上 栄 二 大橋 一隆 杉 村 幸太郎 伊藤良夏 梅 袁 周 市位謙太 村 上 満 由 飯 田哲史

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「95,000円」を「70,000円」に改める。

第3条第1項中「570,000円」を「420,000円」に、「95,000円」を「70,000円」に改め、同条第3項中「475,000円」を「350,000円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例(平成20年大阪市条 例第94号)は廃止する。

説明

政務活動費の月額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

√ 傍線は削除 │ 太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例(抄)

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派(当該会派に所属する議員(以下「所属議員」という。)が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員(次条第1項の規定により95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派に

70.000円

も所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。) に対して交付する。 (政務活動費の月額等)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、<u>570,000円</u>又は<u>95,000円</u>のうちから各会派 **420.000円 70.000円**

が選択した額に、各月の1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員(基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。)の数を乗じて得た額とする。

- 2 省 略
- 3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して 交付するものとし、その月額は、475,000円とする。

350,000円

4 省 略